

○ 信用金庫法施行規則第一百八条第四項の規定に基づき信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を定める件（平成十年金融監督庁・大蔵省告示第三十九号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 「略」</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四十二号）第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額とする。</p> <p>3 金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第三項において「兼営法」という。）に規定する信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する国内基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別</p>	<p>(国内基準行)</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>2 金庫の子会社等（信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等をいう。以下同じ。）に信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第四十二号）第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国内基準行調整自己資本額は、前項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した自己資本比率告示第二条の算式における自己資本の額に当該金庫の関連法人等（信用金庫法施行規則第一百七条第二号に規定する関連法人等をいう。）の自己資本比率告示第十一条の算式における自己資本の額に相当する額を加えたものとする。</p> <p>3 金庫の子会社等のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号。次条第五項において「兼営法」という。）に規定する信託業務を営む銀行がある場合には、前二項に規定する国内基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別</p>

留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

(国際統一基準行)

第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額(次項において「国際基準行調整自己資本額」という。)は、連結普通出資等Tier1資本の額(自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。次項において同じ。)及び連結その他Tier1資本の額(自己資本比率告示第十九条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。次項において同じ。)の合計額とする。

2 前項の信用金庫連合会の子会社等に信用金庫法施行令第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1資本の額及び連結その他Tier1資本の額の合計額とする。

留保金及び債権償却準備金の額を加えるものとする。

(国際統一基準行)

第二条 海外拠点を有する信用金庫連合会の必要な調整を加えた自己資本の額(次項において「国際基準行調整自己資本額」という。)は、連結普通出資等Tier1資本の額(自己資本比率告示第十九条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。)、連結その他Tier1資本の額(自己資本比率告示第十九条第二号の算式におけるその他Tier1資本の額をいう。以下この条において同じ。)及び連結Tier2資本の額(自己資本比率告示第十九条第三号の算式における連結Tier2資本の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額とする。

2 前項の信用金庫連合会の子会社等に信用金庫法施行令第十一条の二第三項に規定する関連法人等が含まれる場合の国際基準行調整自己資本額は、同項の規定にかかわらず、当該関連法人等を除いて算出した連結普通出資等Tier1資本の額、連結その他Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の合計額に当該信用金庫連合会の関連法人等(信用金庫法施行規則第一百七十二条に規定する関連法人等をいう。第四項において同じ。)の単体普通出資等Tier1資本の額(自己資本比率告示第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。)(に相当する額、単体その他Tier1資本の額(同条第二号の算式

「項を削る。」

「項を削る。」

3|| 第一項に定める信用金庫連合会の子会社等のうち兼営法に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、同項又は前項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償却

におけるその他Tier1資本の額をいう。第四項において同じ。
に相当する額及び単体Tier2資本の額（同条第三号の算式におけるTier2資本の額をいう。第四項において同じ。）に相当する額の合計額を加えたものとする。

3|| 前二項の連結普通出資等Tier1資本の額及び連結Tier2資本の額の算定に当たっては、その他有価証券評価差額金（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下この項において「連結財務諸表規則」という。第四十三条の二第一項第一号に規定するその他有価証券評価差額金をいう。）の額が正の値である場合の当該額及び繰延ヘッジ損益（同条第一項第二号に規定する繰延ヘッジ損益をいい、ヘッジ対象がその他有価証券（連結財務諸表規則第二条第十八号に規定するその他有価証券をいう。）であるものに限る。）の額の合計額が正の値である場合の当該合計額を考慮しない。ただし、この場合においても、連結Tier2資本の額は、連結普通出資等Tier1資本の額に連結その他Tier1資本の額を加えた額を超えない額とする。

4|| 前項の規定は、関連法人等の単体普通出資等Tier1資本の額に相当する額、及び単体その他Tier1資本の額に相当する額及び単体Tier2資本の額に相当する額の算定について準用する。

5|| 第一項に定める信用金庫連合会の子会社等のうち兼営法に基づき信託業務を営む銀行がある場合には、同項又は第二項の国際基準行調整自己資本額に当該信託業務を営む銀行の特別留保金及び債権償

準備金の額を加えるものとする。

附則

この告示は、その他有価証券の時価評価を行う信用金庫連合会及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等という。）（以下「信用金庫連合会等」という。）について適用するものとし、当該信用金庫連合会等以外の信用金庫連合会等については、その他有価証券の時価評価を行うまでの間、この告示による改正前の信用金庫法施行規則第十六条の五第四項の規定に基づく信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を適用する。

却準備金の額を加えるものとする。

附則

この告示は、その他有価証券の時価評価を行う信用金庫連合会及びその子会社等（銀行法第十四条の二第二号に規定する子会社等という。）（以下「信用金庫連合会等」という。）について適用するものとし、当該信用金庫連合会等以外の信用金庫連合会については、その他有価証券の時価評価を行うまでの間、この告示による改正前の信用金庫法施行規則第十六条の五第四項の規定に基づく信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二第二号に掲げる基準に従い算出される自己資本の額に必要な調整を適用する。

備考 表中の「」の記載は注記である。